福島第二原子力発電所における作業の再開について

平成27年1月28日東京電力株式会社福島第二原子力発電所

当所では、平成27年1月19日、20日に当社原子力発電所で発生した重大な人身災害を受け、一旦すべての作業を中止して安全点検を実施しております。

安全点検においては、これまでにも人身災害の発生防止に向け安全対策を講じてきておりましたが、今回の事故を踏まえ、現場での作業場所の確認、作業ごとの作業手順の確認などを実施し、必要な是正措置を行うなど人身災害の防止に向け取り組んでおります。

また、当社において発生した一連の事故を踏まえ、当所所員および協力企業作業員 全員を対象とした事例検討会を実施しております。

当所において、安全点検を行い安全確認された2件の作業について、本日、作業を 再開することとしましたのでお知らせします。

なお、安全が確認された作業については、順次再開してまいります。

今後も安全点検を確実に行い、災害の発生防止をはかってまいります。

以上

(お問い合わせ先)

福島第二原子力発電所広報部

電話:0240-25-4111 (代表)

安全点検結果および是正措置の内容

【安全点検実施項目】

- ①基本動作の徹底
- ②作業手順の遵守
- ③作業員一人一人が気を引き締めること
- ④重量物、回転体を扱う作業、並びに、バランスを崩しやすい環境での作業において、十分な安全対策が講じられていること
- ⑤特殊な治具・工具の取り扱い手順が明確となっており、必要な安全対策・注意喚起が講じられていること
- ⑥高所作業において、安全帯の確実な着用(安全帯の先掛け等)を実施すること
- ⑦作業エリアでの開口部、暗所等において、墜落の恐れのある危険箇所を把握し、十分な安全対策が講じられていること

①F業エプアでの用口品、唱所寺に63VTで、堂洛の心100のる地映画所を北渡し、「カな女主対東が講じられてVTること		
項目	1号機原子炉建屋1階におけるホイスト・クレーン 点検手入工事	放水口モニタ対応業務(水槽に溜まった砂等の除去)
事例検討実施日	1/22	1/26
安全点検日	1/20~1/26	1/26
作業の概要	残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの分解点検時に使用するホイスト・クレーン4台の外観点検ならびに吊り上げ試験(10tのウエイトを使用)を実施。	プラントの冷却に使用した海水の放出にあたり、放水口 モニタで放射能を測定しており、測定する海水を装置に 引き込むにあたっては、水槽で砂等を取り除いている。 3号機および4号機放水ロモニタにおいては、運転で水 槽に砂が堆積するものであることから、これまでも砂の 除去を随時実施してきているが、このたび水槽に砂が堆 積したことから砂の除去を実施。
1)	本工事開始前に行っていた想定されるリスクの洗い出し を再度関係者間で行い、基本動作の徹底について関係者 間で共有したうえで、現場にて基本動作の内容を確認し た。	本作業開始にあたり、関係者間で討議を行い、一人作業の禁止、安全装備品の適切な着用の実施、周囲の状況に常に気を配り安全確保をはかること、予定外作業の禁止、 手順の定めのない作業発生時には作業手順書作成後に実施することについて、徹底することを確認した。
2	本工事開始前に行っていた想定されるリスクの洗い出し を再度関係者間で行い、作業手順の遵守について関係者 間で共有したうえで、現場にて作業手順の再確認を行っ た。	作業手順書の読み合わせを実施し、高所、重量物等の安全点検事項や危険箇所の抽出、それに対する安全帯着用や、注意喚起表示等の安全対策の確認を行い、抽出された注意事項については作業手順書に反映した。また、作業中においても、ポイントごとに作業手順書のチェックを確実に行うこととした。

3	作業内容を理解したうえで作業を実施できるよう、現場 確認の際、関係者間で作業内容の確認を行った。	安全装備品の適切な着用、操作時の指差呼称の実施、作業時における手元、足元確認の実施等、基本動作を再確認するとともに、災害事例検討を実施し、関係者の注意喚起を促した。
4	用するウエイト移動範囲に手摺りがあることから、作業	海水を測定する装置等の蓋については、10kg程度ではあるが、重量物に準じた扱いとし、取り扱いには十分注意するとともに注意喚起の表示を実施した。
(5)	作業用足場組立・解体時の手順の明確化や点検時の墜落 防止対策として、キャスターのストッパーがロックされ ていることを2人以上で確認することとした。	本作業は特殊な治具・工具を使用するものではないこと から、対象外とした。
6	業中、安全帯が外れている時間帯がないよう、安全帯を	海水を測定する装置の蓋を扱う際には(開口部の高さは約1.5m)、安全帯の先掛けを行うことを確認するとともに、現場には注意喚起のための表示をした。
7	作業用足場での作業の際は回転式の踏み板を開閉して昇降するため、閉まっていることを確認してから作業を行うこととする。	吸い込み配管の砂の除去を行う際、床面に設けられた蓋 (グレーチング)を開けることになるため(開口部の高 さは約2m)、開閉時においては安全帯の先掛けを実施 するとともに、開口状態が継続している間は当該箇所を セーフティーコーンおよび安全棒で区画し、立ち入り禁 止表示を掲示する。また、すべり防止のため、手摺りに すべり止めのテープを貼付した。

事例検討実施

3発電所で発生した災害の事例検討にて発生要因の抽出と対策の立案を行い、それらの視点で作業現場を確認し、安全対策に反映した。

是正措置 (例)

○放水口モニタ対応業務(北側放水口モニタ建屋)



措置前





(梯子の滑り止めテープ貼り付け)



措置前





(作業時の注意事項の掲示)